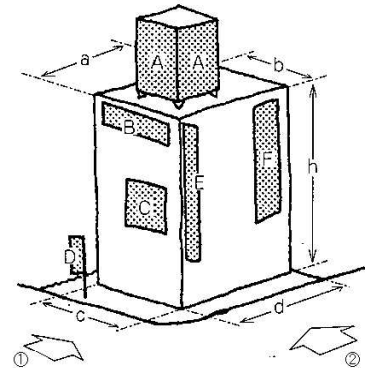


屋外広告物の許可基準

別表第1（規則第8条関係） 共通基準

- 次のような広告の表示又は設置はできません。
 - 表示部分以外にも、美観風致の維持のために配慮されていないもの。
 - 回転灯を使用したもの。
 - 蛍光・夜光等の発光又は反射する塗料や材料を使ったもの。
 - 表示内容の変化するもの（第一種許可地域及び第二種許可地域に限ります。）
- 1つの建築物における建物を利用した広告物の総表示面積について
建築物に表示・設置する広告物の面積を次の2つの視点から規制しています。
建築物の総外壁面積に対する広告物の総表示面積の割合
同一方向から見た建築物の鉛直投影面積と建築物を利用する広告物の鉛直面積の割合
（「鉛直投影面積」：鉛直面に投影される面積）



A：屋上広告物等
B：壁面広告物等
C：壁面広告物等
D：建植広告物等
E：突出広告物等
F：壁面利用懸垂幕

- 第一種許可地域の場合
- 建築物利用広告物の総表示面積は、総外壁面積の1/4以下
 $4A + B + C + E + F \quad \{(a + b + c + d) \times h\} \times 1/4$
 - 一方向から見た建築物利用広告物の鉛直投影面積は、その方向から見た建築物の鉛直投影面積の3/10以下
例えば ①の方向から見たとき $A + B + C + E \quad c \times h \times 3/10$
②の方向から見たとき $A + F \quad d \times h \times 3/10$

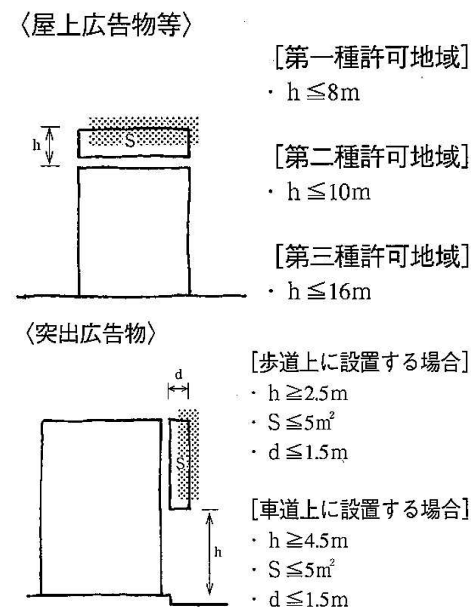
- 第二種許可地域の場合
- 建築物利用広告物の総表示面積は、総外壁面積の1/3以下
 $4A + B + C + E + F \quad \{(a + b + c + d) \times h\} \times 1/3$
 - 一方向から見た建築物利用広告物の鉛直投影面積は、その方向から見た建築物の鉛直投影面積の1/2以下
例えば ①の方向から見たとき $A + B + C + E \quad c \times h \times 1/2$
②の方向から見たとき $A + F \quad d \times h \times 1/2$

- 第三種許可地域の場合
- 建築物利用広告物の総表示面積は、総外壁面積の1/2以下
 $4A + B + C + E + F \quad \{(a + b + c + d) \times h\} \times 1/2$
 - 一方向から見た建築物利用広告物の鉛直投影面積は、その方向から見た建築物の鉛直投影面積の7/10以下
例えば ①の方向から見たとき $A + B + C + E \quad c \times h \times 7/10$
②の方向から見たとき $A + F \quad d \times h \times 7/10$

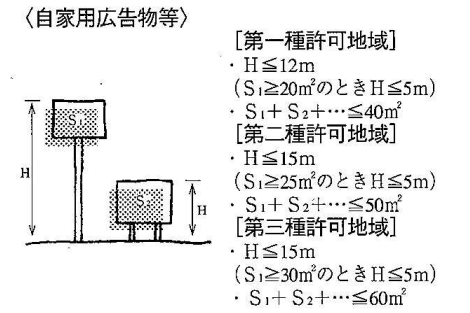
個別基準

- 建築物を利用する広告物等
 - 屋上広告物
 - 第一種許可地域 屋上から広告物等までの上端までの高さは8m以下
 - 第二種許可地域 屋上から広告物等までの上端までの高さは10m以下
 - 第三種許可地域 屋上から広告物等までの上端までの高さは16m以下

- 突出する広告物
- 歩道上に設置する場合
- 地上から広告物等の下端までの高さは2.5m以上
 - 一方向の表示面積は5㎡以下
 - 広告物等が外壁から突出する幅は1.5m以下
- 車道に設置する場合
- 地上から広告物等の下端までの高さ4.5m以上
 - 一方向の表示面積は5㎡以下
 - 広告物等が外壁から突出する幅は1.5m以下



- 建植する広告物等
 - 自家用広告物等
 - 第一種許可地域 表示面積は40㎡以下
地上から広告物等までの上端までの高さは12m以下
（一方向の表示面積が20㎡を超える場合にあっては5m以下）
 - 第二種許可地域 表示面積は50㎡以下
地上から広告物等までの上端までの高さは15m以下
（一方向の表示面積が25㎡を超える場合にあっては5m以下）
 - 第三種許可地域 表示面積は60㎡以下
地上から広告物等までの上端までの高さは15m以下
（一方向の表示面積が30㎡を超える場合にあっては5m以下）

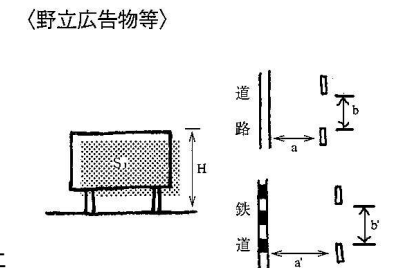


道標・案内図

- 第一種許可地域 表示面積は1.5㎡以下
（複数設置する場合にあっては、その表示面積の合計は7.5㎡以下）
地上から広告物等までの上端までの高さは5m以下
最大面積色の明度が2以上、かつ彩度が6（色相がR、YR又はYの場合は8）以下
- 第二種許可地域 表示面積は1.7㎡以下
（複数設置する場合にあっては、その表示面積の合計は8.5㎡以下）
地上から広告物等までの上端までの高さは5m以下
- 第三種許可地域 表示面積は2㎡以下
（複数設置する場合にあっては、その表示面積の合計は10㎡以下）
地上から広告物等までの上端までの高さは5m以下
- 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に設置する場合にあっては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が1以下であること。
ネオン管を使用していないこと、及び照明が点滅しないこと。

野立広告物

- 第一種許可地域 表示面積は50㎡以下
屋上から広告物等までの上端までの高さは12m以下
（一方向の表示面積が25㎡を超える場合にあっては5m以下）
最大面積色の明度が2以上、かつ彩度が6（色相がR、YR又はYの場合は8）以下
- 第二種許可地域 表示面積は60㎡以下
屋上から広告物等までの上端までの高さは15m以下
（一方向の表示面積が30㎡を超える場合にあっては5m以下）
- 第三種許可地域 表示面積は70㎡以下
屋上から広告物等までの上端までの高さは15m以下
（一方向の表示面積が35㎡を超える場合にあっては5m以下）



どの場合においても道路から眺望できるものは、その道路からの距離、及び建植する広告物等の相互間の距離はそれぞれ30m以上
どの場合においても鉄道から眺望できるものは、その鉄道からの距離は70m以上で建植する広告物等の相互間の距離は50m以上

3 工作物を利用する広告物等

- 塀又は垣を利用する広告物等
- 広告物等の上端までの高さは2.5m以下
 - 一方向の表示面積の合計は20㎡以下

電柱・街灯柱等を利用するもの

- 添加する広告物等で歩道上に設置する場合
- 地上から広告物等の下端までの高さは2.5m以上（大きさは縦1.2m以下、横0.45m以下）
 - 個数は電柱等1本につき1個

添加する広告物等で車道に設置する場合

- 地上から広告物等の下端までの高さ4.5m以上（大きさは縦1.2m以下、横0.45m以下）
- 個数は電柱等1本につき1個

巻き付ける広告物等

- 地上から広告物等の下端までの高さは1.2m以上、上端までの高さは3.5m以下
- 大きさは縦1.5m以下
- 個数は電柱等1本につき2個以下

適用除外の基準 <別表第2,3(規則第10条関係)>

屋外広告物には、各家庭の表札までもが含まれており、このような広告物までを規制すると社会生活上不便がでてきます。そこで社会生活を営む上で最低限必要な広告物等については、一定の基準内で規制の対象から外すこととされています。

- (1) 禁止物件・禁止地域・許可地域であっても表示・設置することができるもの。
- 公職選挙法により行う選挙運動のために表示・設置される広告物
 - 他の法令により表示・設置する広告物等（道路標識、建築確認の表示等）
 - 自己の管理する土地・物件に管理上表示・設置が必要な広告物等
- 地上から広告物等の上端までの高さは3m以下
表示面積は1㎡以下（別表第3の場合、地域の区分によりその面積制限に違いがあります。）
禁止・許可地域の区分により使用できる最大面積色に制限があります。
その他、次のような広告の表示又は設置はできません。
- ・ネオン管を使用しているもの
 - ・回転灯を使用しているもの。
 - ・照明が点滅するもの
 - ・蛍光・夜光等の発光又は反射する塗料や材料を使っているもの。
 - ・表示内容の変化するもの
- 国、県、市町村が公益目的のために表示・設置する広告物等
公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物等
1物件につき1個で、表示面積は全体に対する割合の20分の1以下かつ0.5㎡以下
- (2) 禁止物件（信号機や道路標識、道路管理のための施設・工作物と消火栓・火災報知器を除く。）・禁止地域・許可地域であっても表示・設置することができるもの
- 冠婚葬祭・祭礼のために一時的に表示・設置するもの
 - 集会、行事、催し物のためのもの、政治活動等の収益を目的としないもので7日以内の期限を限って表示・設置するもの。
 - 表示し、又は設置しようとする者の住所・氏名等及び表示・設置の期間が見やすい箇所に記載されていること。
- (3) 自家用の広告物（氏名、名称、住所、商標、自己の営業等の内容を表示するもの）は、禁止地域・許可地域であっても表示・設置することができます。
- 自己の管理する住宅又は事業所等の敷地内に表示・設置するもの
 - 表示面積は5㎡若しくは10㎡以下（地域の区分によりその面積制限に違いがあります。）
 - その他、次のような広告の表示又は設置はできません。
- ・ネオン管を使用しているもの（第1種禁止地域のための制限となります。）
 - ・回転灯を使用しているもの。
 - ・照明が点滅するもの（第1種・第2種禁止地域のための制限となります。）
 - ・蛍光・夜光等の発光又は反射する塗料や材料を使っているもの。
 - ・表示内容の変化するもの（第3種許可地域については表示又は設置は可能です。）
- 自己の管理する車両・船舶等に表示・設置するもの
1方向の表示面積の合計が5㎡以下で、全体の表示面積の合計は10㎡以下
バス・電車については全体の表示面積の合計が底部を除く表面積の10分の3以下であること
- (4) 車両・船舶等の広告物で許可を受けた場合には、禁止地域においても通行等ができます。
- (5) 道標・案内図については許可を受けることにより、禁止地域においても表示・設置することができます。
- 地上から広告物等までの上端までの高さは3m以下
表示面積は1㎡以下（複数設置する場合にあっては、その表示面積の合計は5㎡以下）
禁止地域の区分（1種・2種）により使用できる最大面積色に制限があります。
なお、一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に設置する場合にあっては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が1以下となるように制限があります。
その他、次のような広告の表示又は設置はできません。
- ・表示部分以外にも、美観風致の維持のために配慮されていないもの。
 - ・ネオン管を使用しているもの
 - ・回転灯を使用しているもの。
 - ・照明が点滅するもの
 - ・蛍光・夜光等の発光又は反射する塗料や材料を使っているもの。
 - ・表示内容の変化するもの
- (6) 法の規定による届出を行った政治団体は、基準に適合するようなはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を政治活動のために表示・設置することができます。
- はり紙、はり札等の表示面積は1㎡以下、広告旗又は立て看板等の表示面積は2㎡以下

山梨県屋外広告物条例の規定による屋外広告物の禁止地域及び許可地域

第一種禁止地域

景観地区（知事が指定する区域を除く） 風致地区、伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く）
重要文化財等の敷地、史跡、名勝、天然記念物
名所・旧跡保存のための風致保安林
国立・国定自然公園及び県立自然公園の特別地域のうち都市計画区域を除く区域
準景観地区の指定された区域のうち知事が指定する区域
地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する区域
自然保存地区、景観保存地区、歴史景観保全地区
「景観形成地域のうち知事が指定する区域」のうち、更に知事が指定する区域
墓地

第二種禁止地域

都市計画法に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
都市公園、社会資本整備重点計画法施行令に規定する公園又は緑地の地域
国立・国定自然公園及び県立自然公園の特別地域
景観形成地域のうち知事が指定する区域
道路、鉄道等の両側千m以内の地域のうち知事が指定するもの
（中央自動車道両側五百m以内、国道20号（大月市笹子町新中橋から甲州市大和町大和橋両側五百m以内及び韮崎市穴山町穴山橋から北杜市新国界橋南アルプス側千m以内）、国道138号（同国道起点から富士吉田市と山中湖村の境界との交点の富士山側千m以内）、国道139号（鳴沢村の富士山側千m以内）、県道北杜富士見線両側千m以内、東富士五湖道路両側五百m以内、国道137号（御坂トンネル前後三百mの両側五百m以内）、御岳昇仙峡有料道路及び同道路前後三百mの県道甲府昇仙峡線の両側五百m以内、国道358号精進湖トンネル前後三百mの両側千m以内、東海自然歩道両側五百m以内、中部横断自動車道両側五百m以内）
駅前広場のうち知事が指定する区域（甲府駅前広場及び塩山駅前広場の一部）

第一種許可地域

市及び昭和町の区域のうち市街化調整区域
（第一種禁止地域で指定された区域を除く）景観地区及び伝統的建造物群保存地区
国立・国定自然公園及び県立自然公園の普通地域のうち用途地域を除く区域
景観計画区域
地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域
自然活用地区、自然造成地区
禁止地域を除く景観形成地域のうち知事が指定する区域

第二種許可地域

市及び市川三郷町、増穂町、身延町、昭和町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町の区域のうち商業地域を除く地域
国立・国定自然公園及び県立自然公園の普通地域
禁止地域及び第一種許可地域を除く景観形成地域
道路、鉄道等の両側千m以内の地域のうち知事が指定するもの
（国道52号鯉沢町及び南部町地内両側千m以内、国道139号西桂町及び小菅村地内両側千m以内、国道413号道志村地内両側千m以内、国道469号南部町地内両側千m以内、県道上野原丹波山線小菅村地内両側千m以内、県道富士川身延線南部町地内両側千m以内、県道都留道志線道志村地内両側千m以内、JR 身延線鯉沢町及び南部町地内両側千m以内、富士急行線西桂町地内両側千m以内）

第三種許可地域

市及び市川三郷町、増穂町の区域のうち商業地域